

南富良野町地域おこし協力隊員（観光振興支援業務員） 募集要項
（令和8年度採用）

南富良野町は、北海道のほぼ中央部に位置し、東西に貫流する空知川に沿って、6つの集落が形成された人口約2,200人の町です。町の中央部には、幻の魚といわれる「イトウ」が生息している「かなやま湖」があり、豊かな水を湛えています。

農林業を中心とする町ですが、子育て支援の充実に取り組んでおり、0歳から大学生（22歳）までの医療費を無料化にし、さらに保育所から中学生までの給食費を無償化するなどの取り組みを行っております。

観光事業では、夏季は空知川やかなやま湖を利用したラフティングやカヌー、かなやま湖畔には道内屈指のキャンプ場があり、冬季は国設南富良野スキー場でのスキーやスノーボード、かなやま湖ではワカサギ釣りなど、1年通じてアウトドアが盛んです。

また、道の駅周辺には、アウトドアショップ「モンベル」、宿泊ホテル「フェアフィールド・バイ・マリオット」、大型遊具公園「アドベンチャーパーク」があり、賑わいの拠点となっております。

1. 募集人員 地域おこし協力隊（観光振興支援業務員） 1名
（インターン隊員（地域おこし協力隊の就業体験）と合わせて1名）
2. 業務内容 町観光協会事務局の運営管理及び事務支援に係る活動
3. 募集対象
 - ①三大都市圏及び都市地域等（過疎・山村・離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住（住民票を有している）している方 ※地域要件についてはお問い合わせください
 - ②人とのコミュニケーションが好きな方
 - ③採用後、南富良野町に住民票を異動し、居住できる方
※インターン隊員は住民票の異動は必要ありません
 - ④活動終了後も南富良野町に定住する意志のある方
 - ⑤地域活動に積極的な参加と交流を図り、地域の活性化に意欲的に活動できる方
 - ⑥普通自動車運転免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
 - ⑦心身ともに健康で地域の活性化に意欲があり、積極的に活動できる方
 - ⑧パソコンの一般的な操作（Word、Excel、電子メール等）ができる方
 - ⑨地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方
 - ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当せず、同法第2条第2号に規定するものと関係を有しない方
4. 勤務地
特定非営利活動法人 南富良野まちづくり観光協会

空知郡南富良野町字幾寅 6 8 7 番地

5. 勤務時間

(1) 地域おこし協力隊員

原則として、1 日 7 時間 30 分、週 37 時間 30 分とします。

ただし、活動内容により週 2 日の休日が取れない場合や時間外に勤務を要する場合があります。その場合は、時間外手当又は後日振替対応休暇で調整いたします。

(2) インターン隊員

1 活動日あたり 8 時間を上限とします。

1 か月あたりの活動日数は 20 日間を上限とします。

6. 雇用形態・期間

(1) 地域おこし協力隊員

- ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員の身分として町長が任命します。
- ・採用日は、令和 8 年 4 月 1 日を予定しています。
- ・任用期間は、1 年間とします。
- ・最大任用期間は、通算して任命の日から 3 年間となります。（制度上任用可能な最大期間であり、3 年間の任用が約束されたものではありません。）
- ・任用の更新は、活動評価結果などを総合的に判断し決定します。

(2) インターン隊員

- ・インターン期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日のうち、2 週間から 3 か月間とし、インターン先との協議により決定します。
- ・南富良野町地域おこし協力隊インターン等設置要綱に基づき、町長が委嘱します。
（雇用契約は結びません）

7. 報酬等

(1) 地域おこし協力隊員

- ・月額 206,300 円（月の途中で採用、退任した場合は、日割り計算となります。）
- ・期末勤勉手当は 6 月と 12 月にそれぞれ月額報酬の 2.325 月分
※ 4 月 1 日採用の場合、初年度 6 月支給のみ 2.325 月の 3 割支給。採用日により変動することがあります。
- ・任用更新の場合昇給制度あり

<年収の目安>

1 年目（4 月採用）年収 307 万円、2 年目 340 万円、3 年目 350 万円

※社会保険、雇用保険、住民税、所得税等の本人負担分が報酬から差し引かれます。

(2) インターン隊員

- ・1 時間あたり 1,500 円とし、1 活動日当たり 12,000 円を上限とします。
- ・1 か月あたりの報酬額は 240,000 円を上限とします。

8. 待遇・福利厚生

(1) 地域おこし協力隊員

- ①社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険に加入します。
- ②有給休暇、特別休暇等の取得が可能です。（条件あり）
- ③住宅については、南富良野町が用意する町有住宅又は南富良野町内の民間アパートとし、民間アパートに入居する場合は家賃の一部を補助します。ただし、敷金、礼金、共益費、退去時の清掃費等は個人負担です。
- ④住居に係る光熱水道費ほか生活費、パソコン等通信費等は個人負担です。
- ⑤活動に必要な消耗品、旅費、研修等の参加費は予算の範囲内で町が支給します。
- ⑥赴任（転入）に伴う費用は予算の範囲内で町が支給します。

(2) インターン隊員

- ①社会保険等には加入しません。国民健康保険や年金保険料等は自己負担になります。
- ②傷害保険等は自己負担になります。
- ③活動期間中の住居はご自分で町内宿泊施設をご予約いただくか、町が指定した住宅に居住していただきます。ご不明点等については 12. お問い合わせ先までご相談ください。

9. 募集期間

随時受付。

ただし、募集人員に達した場合は、受付を終了します。

10. 応募方法

①提出書類

(1) 地域おこし協力隊員

- ・南富良野町地域おこし協力隊員応募用紙（カラー顔写真付き）
※応募用紙は南富良野町HPよりダウンロードしてください。
- ・住民票（直近3ヶ月以内に発行のもの）

(2) インターン隊員

- ・南富良野町地域おこし協力隊（インターン隊員）応募用紙（カラー顔写真付き）
※応募用紙は南富良野町HPよりダウンロードしてください。
- ・住民票（直近3ヶ月以内に発行のもの）

②申込み方法

郵送による

③提出先

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅 867 番地
南富良野町役場 企画課 企画振興係

11. 選考方法

①第1次選考

応募用紙を提出いただいてからおよそ1週間後を目途に文書により結果を通知します。

②第2次選考

第1次選考合格者を対象に南富良野町役場において面接試験、またはオンラインにより面接を行います。(詳細は第1次選考の合格者に通知します。)

③最終選考結果

第2次選考の結果を文書により通知します。

12. お問い合わせ先

南富良野町役場 企画課 企画振興係

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅 867 番地

TEL 0167-52-2115 FAX 0167-52-2922